

指定障害福祉サービス事業所等  
設置法人代表者様

松山市長 野志 克仁  
(障がい福祉課扱い)  
[ 公 印 省 略 ]

令和6年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の  
適切な実施について(依頼)

平素から、本市の障がい福祉施策の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の体制等に係る届出手続きについてお知らせします。

報酬改定等により基本報酬及び加算の変更がある事業所におかれては、「介護給付費等(または障害児通所・入所給付費)算定に係る体制等に関する届出書」(以下、「体制届」)の提出が必要です。

なお、令和6年4月サービス提供分に係る体制届の本市への提出期限については、別添の厚生労働省及びこども家庭庁からの通知文のとおり、令和6年4月26日(金)とします。

事業者の皆様におかれましては、非常に短い期間で届出書類等の作成をいただくこととなり大変恐縮ですが、何卒御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

## 1. 体制届の提出が必要な事業所等

### (1) 全事業所・施設共通

前年度の平均利用者数の変化や人員配置の変更、令和6年度報酬改定等により、令和6年4月1日から報酬・加算に変更が生じる場合は、体制届を提出してください。

### (2) 基本報酬の算定方式及び区分が変更となる事業所・施設

①前年度の実績により基本報酬区分が決定されるサービスのうち、以下のサービスについては、報酬区分の変更が無くても必ず体制届を提出してください。

就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、地域移行支援

②制度改正により基本報酬の算定方式及び区分が変更となるサービスのうち、以下のサービスについては、報酬区分の変更が無くても必ず体制届を提出してください。

生活介護、施設入所支援、共同生活援助、児童発達支援(※1)、放課後等デイサービス(※2)、

(※1) 児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所

(※2) 主として重症心身障害児を通わせる事業所

### (3) 加算・減算の算定に変更が生じる事業所・施設

取得している既存の加算区分に変更が生じた場合や、加算の算定要件を満たさなくなった場合、今回新設される加算を新たに算定する場合は、体制届を提出してください。基本報酬や既存の加算区分に変更が無く、今回報酬改定により新設される加算についても算定しない事業所等については、体制届の提出は不要です。

※4月以降に食事提供体制加算及び児童指導員等加配加算を継続して算定する事業所は、体制届と体制状況一覧表の提出が必須です。

## 2. 届出様式

体制届、体制状況一覧表、付表、その他添付書類の提出が必要です。正式な届出様式等については、厚生労働省及びこども家庭庁より様式が示された後に改めてお知らせします。

## 3. 報酬改定等に係る連絡事項

### (1) 報酬改定の概要について

令和6年度報酬改定の概要については、下記厚生労働省ホームページにおいて掲載しておりますので、御確認ください。

○厚生労働省ホームページ「令和6年度報酬改定の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage-37772.html>

### (2) 法改正に係る条例改正について

令和6年1月25日に公布された障害福祉サービス等の指定基準省令の改正により、省令に準じた形で本市の条例及び規則を改正します。

### (3) 適正な報酬等の請求について

職員配置や利用定員等の変更など事業所体制の見直しにより新たに介護給付費等による加算を受ける場合や、指定基準において配置が必要とされている従業者等が確保できず報酬の減算が必要となる場合は、体制届の提出が必要です。各事業所におかれましては、指定基準等に基づき必要な人員が配置されているか、加算の算定要件を満たしているか等を改めて御確認いただき、適正な報酬等の請求に努めていただきますようお願いいたします。

## 4. 主な報酬等の見直し

### (1) 基本報酬の見直し

各サービスの経営実態等を踏まえた基本報酬の見直しが図られます。見直し後の単位数については、厚生労働省資料（令和6年2月6日付「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」（別紙1））を御確認ください。

#### 生活介護

利用者ごとのサービス提供実態に応じた報酬体系とするため、障害支援区分ごと、利用定員規模ごと、サービス提供時間ごとの基本報酬の設定とする。利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

#### 短期入所

福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設。

#### 施設入所支援

利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定。

#### 共同生活援助

障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改める。

#### 自立生活援助

効果的な支援の提供が可能と認められる場合で、地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問及びテレビ電話装置等の活用による支援を行った場合に、自立生活援助サービス費Ⅲの算定可能。

### 就労継続支援A型

現行の「スコア方式による評価」について、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなどの見直しを行う。

### 就労継続支援B型

現行の「平均工賃月額」に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる。また、現行の「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、短時間の利用者が多い場合の減算を設ける。新たに人員配置6：1の報酬体系を創設する。

### 就労定着支援

利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

### 児童発達支援

児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。

児童発達支援の基本報酬について、極めて短時間の支援（30分未満）は原則算定不可とする。個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間による区分（「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分）とする。

主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直し。（支援時間による区分の創設は行わない）

### 放課後等デイサービス

個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間による区分（「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分）とする。

主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直し。（支援時間による区分の創設は行わない）

### 福祉型障害児入所施設

主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく設定する（11人以上から40人以下の区分設定を10人単位刻みから5人単位刻みとする）。大規模の定員区分について111人以上の区分を削除。

## （2）加算・減算の見直し

横断的な改定事項については下記のとおりです。各サービスの改定事項については、厚生労働省資料（令和6年2月6日付）「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を御確認ください。

### ①地域生活支援拠点等に係る加算

加算等名称		対象サービス
地域生活支援拠点等機能強化加算	新設	自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
緊急時受入加算	新設	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
緊急時対応加算	見直し	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就

		労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
--	--	---

②強度行動障害を有する障がい者への支援に係る加算

加算等名称		対象サービス
重度障害者支援加算	見直し	生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助
集中的支援加算	新設	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

③視覚・聴覚言語障害者への支援に係る加算

加算等名称		対象サービス
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	見直し	生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

④高次脳機能障害を有する障がい者への支援に係る加算

加算等名称		対象サービス
高次脳機能障害支援体制加算	新設	計画相談支援、障害児相談支援
高次脳機能障害者支援体制加算	新設	生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

⑤医療機関との連携強化・感染症対応力の向上に係る加算

加算等名称		対象サービス
障害者支援施設等感染対策向上加算	新設	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設
新感染症等施設療養加算	新設	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設

⑥その他加算の見直し

加算等名称		対象サービス
食事提供体制加算の経過措置（令和9年3月末まで延長、栄養面の要件追加）	見直し	生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
施設入所者の送迎加算（要件を満たす場合は施設入所者の送迎加算の算定可）	見直し	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
児童指導員等加配加算（配置形態や経験年数に応じて評価）	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス

⑦減算

加算等名称		対象サービス
虐待防止措置未実施減算	新設	全サービス

身体拘束廃止未実施減算	見直し	計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス
業務継続計画未策定減算	新設	全サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</li> <li>・令和7年3月31日までの間、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援は減算を適用しない。</li> </ul>
情報公表未報告減算	新設	全サービス

## 5. 主な人員基準・運営基準等の見直し

### ○意思決定支援の推進（障害児サービス、障害児相談支援を除く全サービス）

- ・「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記。
- ・サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することを規定。

### ○本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）（相談系、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス）

- ・「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記。

### ○個別支援計画の共有（短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス）

- ・各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない旨を規定。

### ○両立支援への配慮（「常勤」要件及び「常勤換算」要件）（全サービス）

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱える。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱える。

### ○業務効率化等を図るためのICT活用等（全サービス）

- ・管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを明確化。
- ・管理者は、上記の責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できる。
- ・管理者について、連絡体制を確保する、非常時の対応の流れをあらかじめ定めておく、必要に

応じて速やかに出勤できる体制とする等の措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能。

○障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上（施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設）

- ・ 平時から感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とする。
- ・ 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

松山市保健福祉部障がい福祉課  
事業者指定担当  
TEL 089-948-6079